

(訟ろ-15-B)

平成28年5月11日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局行政局長 菅野雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、別添のとおり、個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局（以下「労働委員会等」という。）における司法的解決との連携について、厚生労働省大臣官房地方課長及び同省政策統括官から法務省大臣官房司法法制部長及び同省民事局長宛ての協力依頼に基づき、法務省民事局長から当職宛てに協力依頼がありましたので、お知らせします。

個別労働関係紛争の適正迅速な解決のためには、事案の内容や実情に応じた適切な解決機関及び解決手続が選択される必要があるところ、そのためには、裁判所としても、労働委員会等の関係機関と連携を図ることが有益であると考えられます。つきましては、①労働委員会等における個別労働関係紛争に関する取組を記したパンフレットの備置き、②労働委員会等における他の紛争解決手段教示の際の参考資料の作成及び③労働委員会等における研修会等への講師派遣について協力依頼があった場合には、簡易裁判所とも連携の上、業務に支障のない範囲で積極的に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からお伝えください。

おって、個別労働関係紛争に関する取組を記したパンフレットは、厚生労働省から各地方裁判所（神戸、福岡を除く。）に送付されることですので、必要な範囲で支部及び管内の簡易裁判所にも配布してください。

敬具

法務省民制第27号
平成28年4月26日

最高裁判所事務総局行政局長 菅野雅之 殿

法務省民事局長 小川秀樹
(公印省略)

厚生労働省からの個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携に関する協力依頼について
(協力依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成28年3月31日付けで厚生労働省大臣官房地方課長及び同省政策統括官から、法務省大臣官房司法法制部長及び同省民事局長宛てに、別添のとおり、個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携についての協力依頼がありましたので、各地方裁判所及び簡易裁判所への周知等、よろしくお取り計らい願います。

なお、現時点では、別添書簡別紙1のパンフレットについては、兵庫県及び福岡県内の裁判所に対する配布は行われないとのことですので、申し添えます。

別添

地発 0331 第 14 号
政労発 0331 第 1 号
平成 28 年 3 月 31 日

法務省大臣官房司法法制部長 殿
民 事 局 長

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
政策統括官(労働担当)
(公印省略)

個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携について(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御配意をいただき、厚く御礼申し上げます。

都道府県労働委員会は、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)、労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)等に基づき、労働組合と使用者との間の集団的労使紛争に対し、あっせん等の労働争議の調整等を行っていますが、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成 13 年法律第 112 号)の施行以降、集団的労使紛争のみならず、個々の労働者と事業者との間の紛争等(以下「個別労働関係紛争」という。)についても、積極的に取り組んでいます。また、都道府県によっては、労政・労働福祉主管課が主体となり、個別労働関係紛争への対応を積極的に行ってています。

また、都道府県労働局においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行以降、個別労働関係紛争について、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談、都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんに取り組んでいます。

これらの都道府県労働委員会及び都道府県労政・労働福祉主管課(都道府県が設置等する労働相談センター、労政事務所等を含む。以下「都道府県労働委員会等」という。)並びに都道府県労働局における個別労働関係紛争対応の更なる向上のため、司法的解決との連携を図ることが望ましいと考えています。

また、都道府県労働委員会については、昨年 6 月 30 日に閣議決定された規制改革実施計画の中でも、個別労働関係紛争の解決促進のため「労働委員会の機能の活用促進・



強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う」ことが明記されています（別添参照）。

つきましては、貴職におかれましては、都道府県労働委員会等及び都道府県労働局と司法関係者との連携について御協力をお願いします。具体的には、下記（1）のとおり、パンフレットを広く周知いただくとともに、下記（2）及び（3）の趣旨を司法関係団体に周知いただき、都道府県労働委員会等及び都道府県労働局が司法関係団体の方々に協力要請を行った場合、円滑に連携を図ることができるよう御配慮をお願い申し上げます。

なお、本依頼の内容については、当省より、都道府県労政・労働福祉主管課長宛て事務連絡を行い、これを経由して各都道府県労働委員会に、都道府県労働局総務部長宛て事務連絡により各都道府県労働局に周知される予定であることを申し添えます。

記

（1）個別労働関係紛争に関する取組を記したパンフレットの周知に係る協力依頼

都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における個別労働関係紛争に関する取組を広く労働者及び使用者に周知するため、別紙1のとおり、当省においてパンフレットを作成しました。

日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会等においては、相談者に対し、適宜、個別労働関係紛争を解決する手段の1つに都道府県労働委員会等及び都道府県労働局があること等について、本パンフレットを参考に説明いただき、各地方裁判所及び簡易裁判所においても、来訪者の目の届く場所に本パンフレットを置いていただく等の御協力を賜りたく、当省から、適宜、パンフレットを配布させていただきたいと考えております。その旨の周知をお願いします。

（2）あっせん打ち切り時における他の紛争解決手段の教示に係る協力依頼

今般、都道府県労働委員会及び都道府県労政・労働福祉主管課においても、個別労働関係紛争のあっせんを打ち切った場合、司法的解決手段を含む他の紛争解決手段を教示することが望ましいと考え、別紙2のとおり、当省において、貴省の御協力の下、教示の際の参考資料を作成しました。

今後、都道府県労働委員会及び都道府県労政・労働福祉主管課において、別紙2に基づき、地域の実情に応じた資料を作成する場合、各地方裁判所等に事実確認等の照会をすることが想定されますので、その際は、積極的な御協力を賜りたく事前の周知をお願いします。

なお、都道府県労働局においては、あっせんを打ち切った場合、他の紛争解決手段を教示するよう取り扱われていることを申し添えます。

（3）研修等における裁判官、弁護士等の招聘に係る協力依頼

都道府県労働委員会等においてはあっせん員の質の向上等を、都道府県労働局においては総合労働相談員の資質の向上等を目的として、裁判官その他裁判所職員、弁護士等の司法関係者を研修会に講師として招聘すること等は、司法的解決との連携にも資するものであると考えておりますが、これには、地域の司法関係者の協力が必要不可欠です。

つきましては、今後、都道府県労働委員会等及び都道府県労働局から、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会等を通して、司法的解決との連携を図る目的で個別労働関係紛争に関する研修会等への講師依頼等があった場合、積極的な御協力を賜りたく、事前の周知をお願いします。

規制改革実施計画（抄）

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

2 履用分野

（1）規制改革の観点と重点事項

国民一人一人が自らの能力を発揮できる多様な働き方が選択可能となることに加え、働き手のニーズ、産業構造の変化や技術革新等の環境変化に即した円滑な労働移動を支えるシステムの整備を更に進めるため、①多様な働き方の実現、②円滑な労働移動を支えるシステムの整備それぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
4	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p><u>現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。</u></p> <p>a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。</p> <p>b <u>労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。</u></p> <p>c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」（平成 27 年 3 月 25 日規制改革会議）に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。</p>	<p>a 及び b 平成 27 年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置</p> <p>c 平成 27 年中、可能な限り速やかに検討開始</p>	<p>a 厚生労働省</p> <p>b 及び c 厚生労働省及び法務省</p>

職場での労働トラブルにお悩みの方

必見！

職場におけるいじめ・嫌がらせ、不当な解雇、
退職時のトラブル、労働条件の引下げ・・・

別紙1

労働者個人と事業主間のトラブル（個別労働関係紛争）を、
専門機関が解決に向けてサポートします。

サポート内容



すべて無料！

労働トラブル相談

しっかりとお話をうかがい、解決に向けてアドバイスします。

助言・指導

関係法令を説明したり、問題点を示したりすることで、両者の自主的な紛争解決を促します。

あっせん

※ここでは、労働委員会・都道府県労働局のあっせんの特徴を説明しています。

専門家が、紛争当事者の主張を聞き、必要に応じて「あっせん案（解決案）」を提示するなどして、両者の話し合いを促し、円満な解決のお手伝いをします。

（特徴）・紛争当事者の方又は双方から申請が可能です。

・裁判と比べ、手続が簡易かつ迅速。代理人（弁護士等）の選任も不要です。
・あっせん手続は非公開。プライバシーは保護されます。

サポート機関（窓口）

※各サポート機関（窓口）は、上記「サポート内容」の全部又は一部を行っています。

- ・道府県の労働委員会
- ・都道府県の労働相談センター、労政事務所等

（注1）労働相談センター、労政事務所等で労働相談を実施し、あっせんは労働委員会で実施するなどサポート機関（窓口）や手順は各都道府県で決めています。詳しくは、各都道府県のホームページ等でご確認ください。

（注2）なお、東京都は東京都労働相談センター、兵庫県は兵庫労使相談センター、福岡県は労働者支援事務所が一括してサポートを行っています。

- ・都道府県労働局 【国（厚生労働省）の機関】

裏面に続く

労働委員会と都道府県労働局の特徴、代表的な問合せ先など、詳しくは裏面「利用者ガイド」をご覧ください。



厚生労働省

利用者ガイド

こんな方は

→ 労働委員会

- ・あっせんの際、自分と立場の近い人に話を聞いてもらいたい
- ・提案をしっかりと検討したい（会社に検討してもらいたい）。

※労働委員会のあっせんを利用する場合の特徴です。

- ①法律の専門家等（公益代表）②労働者代表 ③使用者代表の3者1組で担当する「あっせん」が特徴です。
- 各委員による当事者に寄り添った丁寧なサポートにより、職場環境改善につながる解決が得られる場合もあります。
- 相手方の参加や納得感の高い解決が得られやすいです。

●上司のパワハラで退職！謝罪と賠償を求めた例

→ 会社がパワハラを認めないなか、あっせん員が入って粘り強く話し合った結果、職場環境への配慮が不十分であったとして、解決金支払いと合意した。

●身に覚えのない理由による解雇！その撤回を求めた例

→ 事情を聞くと、この解雇は権利の濫用に当たる可能性があった。
そこで、あっせん員が渋る会社に対し、工寧に説明し、考え方直すよう促した。
後日、会社は解雇を撤回し、復職することで両者は合意した。

希望に合わせて選べます！

こんな方は

→ 都道府県労働局

- ・身近な場所で相談したい
- ・国から会社に紛争解決のため一言いってもらいたい
- ・早期に紛争を終わらせたい

※個別労働紛争以外の労働基準法等労働関係法令に関する相談等でも、専門職員による行政指導等の対応が可能です。

- ・労働基準監督署を始め、全国約380か所に設置された「総合労働相談コーナー」を御利用ください。
- ・迅速な解決が得られやすいことが特徴です。
- ・助言・指導やあっせんを求めたことを理由とした労働者への不利益取扱いは禁止されています。

● 上司から仕事を与えられない等のいじめ・嫌がらせ！事業主に言っても改善されないことが精神的に耐えられないと助言・指導を申し出た例

→ 都道府県労働局から会社側に対し、上司を注意する等の対応を行うよう助言。上司の接し方は改善された。

● 「やる気がない」と解雇通告！いきなり解雇されることは納得がいかず、

補償金を求めてあっせんを申請した例

→ あっせんの結果、解雇予告手当と別に解決金支払いと合意した。

連絡先一覧（労働委員会、労働相談センター等）

北海道	0120-81-6105	★	石川県	076-225-1881	岡山県	086-226-7563	
青森県	017-734-9835		福井県	0776-20-0597	広島県	0120-570-207	
岩手県	0120-610-797		山梨県	0552-23-1826	山口県	083-933-3232	
宮城県	022-211-3787		長野県	026-235-7468	徳島県	088-621-3234	
秋田県	018-860-2334	★	岐阜県	058-272-8399	★	香川県	087-832-3721
山形県	023-630-2793		静岡県	0120-9-39610	★	愛媛県	089-912-2990
福島県	024-521-7594		愛知県	052-589-1405	★	高知県	088-821-4645
茨城県	029-233-1560	★	三重県	059-213-8290	★	福岡県	092-643-3587
栃木県	028-626-3052	★	滋賀県	077-511-1402	★	佐賀県	0952-25-7242
群馬県	027-226-2781		京都府	0120-786-604	★	長崎県	0120-783-258
埼玉県	048-830-4522	★	大阪府	06-6946-2600	★	熊本県	096-352-3613
千葉県	043-223-2744	★	兵庫県	0120-81-4164	★	大分県	097-506-5241
東京都	0570-00-6110	★	奈良県	0120-450-355	★	宮崎県	0985-26-7262
神奈川県	045-662-6110	★	和歌山県	073-441-3781		鹿児島県	099-286-3943
新潟県	025-280-5543		鳥取県	0120-77-6010		沖縄県	098-866-2551
富山県	076-444-2172		島根県	0852-22-5450			

注 代表的な問合せ先を記載。★印は都道府県の労働相談センター、労政事務所等（兵庫県は兵庫労使相談センター）の電話番号。

★印なしは、労働委員会の電話番号。

勤務先やお住まいの地域によっては、相談先が異なります。詳しくは、お問合せの上、適切な相談先にご連絡ください。

各労働局（総合労働相談コーナー）の連絡先一覧

北海道	011-707-2700	滋賀県	077-522-6648
青森県	017-734-4211	京都府	075-241-3221
岩手県	019-604-3002	大阪府	06-7660-0072
宮城県	022-299-8834	兵庫県	078-367-0850
秋田県	018-883-4254	奈良県	0742-32-0202
山形県	023-624-8226	和歌山県	073-488-1020
福島県	024-536-4600	鳥取県	0857-22-7000
茨城県	029-277-8297	島根県	0852-20-7009
栃木県	028-634-9112	岡山県	086-225-2017
群馬県	027-896-4677	広島県	082-221-9296
埼玉県	048-600-6262	山口県	083-995-0398
千葉県	043-221-2303	徳島県	088-652-9142
東京都	03-3512-1608	香川県	087-811-8916
神奈川県	045-211-7358	愛媛県	089-935-5208
新潟県	025-288-3501	高知県	088-885-6027
富山県	076-415-3078	福岡県	092-411-4764
石川県	076-265-4432	佐賀県	0952-32-7167
福井県	0776-22-3363	長崎県	095-801-0023
山梨県	055-225-2851	熊本県	096-352-3892
長野県	026-223-0551	大分県	097-536-0110
岐阜県	058-245-8124	宮崎県	0985-38-8821
静岡県	054-252-1212	鹿児島県	099-223-8239
愛知県	052-972-0266	沖縄県	098-868-6060
三重県	059-226-2110		

他の紛争解決機関等について

《他の行政手続》

(1) ○○県労働局

- ○○県労働局においても、個別労働紛争に関する相談を受け付けています。事案に応じ、あっせんも行っています。まずは、総合労働相談センターにお問い合わせください。

名称	住所	連絡先
○○労働相談コーナー	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

《司法手続等》

(2) 相談窓口

- 個別労働紛争について、主な司法手続としては、

①民事調停、②少額訴訟、③労働審判、④民事訴訟 の4つが考えられます。それぞれの手続の主な特徴は、次ページにまとめていますが、これらの手続等については、法テラスや弁護士会で相談窓口を設けています。

■法テラス（日本司法支援センター）

法テラスでは、経済的に余裕のない方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行っています（詳しい利用条件等は以下の窓口にお問い合わせください。）。

名称	住所	連絡先
法テラス○○	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○
法テラス○○	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

※ 法テラスでは、無料法律相談以外に、法的問題の解決に役立つ一般的な法制度や適切な相談窓口に関する情報を電話・面談・メールにて無料で案内するサービスも行っています。利用される場合には、上の各窓口または法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）にお問い合わせください（匿名でのご利用可）。

■弁護士会

名称	住所	連絡先
弁護士会○○センター	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○
○○法律相談センター	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

(3) 各裁判所

①民事調停、②少額訴訟、④民事訴訟（140万円以下の場合）

名称	住所	連絡先
○○簡易裁判所	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

③労働審判、④民事訴訟（140万円を超える場合）

名称	住所	連絡先
○○地方裁判所	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

【注】上記裁判所では、各手続の案内のみ行っており、相談は受け付けておりません。司法手続に関する相談は、（2）法テラスなどの相談窓口にお問い合わせください。

【裁判所での主な手続一覧】

	概要	事案の経緯	申立て	書面準備	進行役	審理期間	公開・非公開
①民事調停	民事調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続。	簡易な事案から複雑な事案まで	法律の専門家でなくとも申立てが容易	申立書や証拠書類の提出が必要(ただし、必ずしも詳細な主張書面等は不要)	裁判官1人、一般市民から選ばれた調停委員2人以上	比較的短い	非公開
②少額訴訟	民事訴訟のうち、60万円以下の金銭の支払を求める訴えについて、原則として1回の審理で紛争解決を図る手続。	複雑な事案は馴染まない	法律の専門家でなくとも申立てが比較的容易	訴え提起時に訴状、証拠書類の提出が必要(証拠書類はその日のうちに調べられるものに限る)	裁判官(なお、司法委員が開与する場合もあり)	短い 原則1回で審理終了、直ちに判決	公開
③労働審判	労働審判は、解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルをそのトラブルの実情に即し、迅速、適正かつ実効的な解決を図る手続。	複雑な事案は馴染まない	弁護士への依頼が望ましい	詳細な申立書や証拠書類の提出が必要	労働審判官(裁判官)1人、専門的な知識を有する労働審判員2人	比較的短い 原則3回以内の期日で審理	非公開
④民事訴訟	原告と被告が、法廷(裁判官の面前)で、お互いに主張と証拠を出し合つて事実上・法律上の問題を争う厳格な手続による紛争解決の最終手段。	厳格な手続の下、司法の判断を求める事案に馴染む	弁護士等への依頼が望ましい	的確な訴状や証拠書類の提出が必要	裁判官(なお、簡易裁判所においては司法委員が開与する場合もあり)	比較的長い	公開

(訟ろ-15-B)

平成28年5月11日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局行政局長 菅野雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携に関する法務省からの協力依頼について、別紙のとおり書簡を発出しましたのでお知らせします。

敬具

(別紙)

(訟ろ-15-B)

平成28年5月11日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局行政局長 菅野雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、別添のとおり、個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局（以下「労働委員会等」という。）における司法的解決との連携について、厚生労働省大臣官房地方課長及び同省政策統括官から法務省大臣官房司法法制部長及び同省民事局長宛ての協力依頼に基づき、法務省民事局長から当職宛てに協力依頼がありましたので、お知らせします。

個別労働関係紛争の適正迅速な解決のためには、事案の内容や実情に応じた適切な解決機関及び解決手続が選択される必要があるところ、そのためには、裁判所としても、労働委員会等の関係機関と連携を図ることが有益であると考えられます。つきましては、①労働委員会等における個別労働関係紛争に関する取組を記したパンフレットの備置き、②労働委員会等における他の紛争解決手段教示の際の参考資料の作成及び③労働委員会等における研修会等への講師派遣について協力依頼があった場合には、簡易裁判所とも連携の上、業務に支障のない範囲で積極的に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からお伝えください。

おって、個別労働関係紛争に関する取組を記したパンフレットは、厚生労働省から各地方裁判所（神戸、福岡を除く。）に送付されるとのことですので、必要な範囲で支部及び管内の簡易裁判所にも配布してください。

敬具

法務省民制第27号
平成28年4月26日

最高裁判所事務総局行政局長 菅野雅之 殿

法務省民事局長 小川秀樹
(公印省略)

厚生労働省からの個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携に関する協力依頼について
(協力依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成28年3月31日付で厚生労働省大臣官房地方課長及び同省政策統括官から、法務省大臣官房司法法制部長及び同省民事局長宛てに、別添のとおり、個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携についての協力依頼がありましたので、各地方裁判所及び簡易裁判所への周知等、よろしくお取り計らい願います。

なお、現時点では、別添書簡別紙1のパンフレットについては、兵庫県及び福岡県内の裁判所に対する配布は行われないとのことですので、申し添えます。

別添

地発 0331 第 14 号
政労発 0331 第 1 号
平成 28 年 3 月 31 日

法務省大臣官房司法法制部長 殿
民事局長

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
政策統括官(労働担当)
(公印省略)

個別労働関係紛争における都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における司法的解決との連携について(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

都道府県労働委員会は、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)、労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)等に基づき、労働組合と使用者との間の集団的労使紛争に対し、あっせん等の労働争議の調整等を行っていますが、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成 13 年法律第 112 号)の施行以降、集団的労使紛争のみならず、個々の労働者と事業者との間の紛争等(以下「個別労働関係紛争」という。)についても、積極的に取り組んでいます。また、都道府県によっては、労政・労働福祉主管課が主体となり、個別労働関係紛争への対応を積極的に行ってています。

また、都道府県労働局においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行以降、個別労働関係紛争について、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談、都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんに取り組んでいます。

これらの都道府県労働委員会及び都道府県労政・労働福祉主管課(都道府県が設置する労働相談センター、労政事務所等を含む。以下「都道府県労働委員会等」という。)並びに都道府県労働局における個別労働関係紛争対応の更なる向上のため、司法的解決との連携を図ることが望ましいと考えています。

また、都道府県労働委員会については、昨年 6 月 30 日に閣議決定された規制改革実施計画の中でも、個別労働関係紛争の解決促進のため「労働委員会の機能の活用促進・



強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う」ことが明記されています（別添参照）。

つきましては、貴職におかれましては、都道府県労働委員会等及び都道府県労働局と司法関係者との連携について御協力をお願いします。具体的には、下記（1）のとおり、パンフレットを広く周知いただくとともに、下記（2）及び（3）の趣旨を司法関係団体に周知いただき、都道府県労働委員会等及び都道府県労働局が司法関係団体の方々に協力要請を行った場合、円滑に連携を図ることができるよう御配慮をお願い申し上げます。

なお、本依頼の内容については、当省より、都道府県労政・労働福祉主管課長宛て事務連絡を行い、これを経由して各都道府県労働委員会に、都道府県労働局総務部長宛て事務連絡により各都道府県労働局に周知される予定であることを申し添えます。

記

（1）個別労働関係紛争に関する取組を記したパンフレットの周知に係る協力依頼

都道府県労働委員会等及び都道府県労働局における個別労働関係紛争に関する取組を広く労働者及び使用者に周知するため、別紙1のとおり、当省においてパンフレットを作成しました。

日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会等においては、相談者に対し、適宜、個別労働関係紛争を解決する手段の1つに都道府県労働委員会等及び都道府県労働局があること等について、本パンフレットを参考に説明いただき、各地方裁判所及び簡易裁判所においても、来訪者の目の届く場所に本パンフレットを置いていただく等の御協力を賜りたく、当省から、適宜、パンフレットを配布させていただきたいと考えております、その旨の周知をお願いします。

（2）あっせん打ち切り時における他の紛争解決手段の教示に係る協力依頼

今般、都道府県労働委員会及び都道府県労政・労働福祉主管課においても、個別労働関係紛争のあっせんを打ち切った場合、司法的解決手段を含む他の紛争解決手段を教示することが望ましいと考え、別紙2のとおり、当省において、貴省の御協力の下、教示の際の参考資料を作成しました。

今後、都道府県労働委員会及び都道府県労政・労働福祉主管課において、別紙2に基づき、地域の実情に応じた資料を作成する場合、各地方裁判所等に事実確認等の照会をすることが想定されますので、その際は、積極的な御協力を賜りたく事前の周知をお願いします。

なお、都道府県労働局においては、あっせんを打ち切った場合、他の紛争解決手段を教示するよう取り扱われていることを申し添えます。

(3) 研修等における裁判官、弁護士等の招聘に係る協力依頼

都道府県労働委員会等においてはあっせん員の質の向上等を、都道府県労働局においては総合労働相談員の資質の向上等を目的として、裁判官その他裁判所職員、弁護士等の司法関係者を研修会に講師として招聘すること等は、司法的解決との連携にも資するものであると考えておりますが、これには、地域の司法関係者の協力が必要不可欠です。

つきましては、今後、都道府県労働委員会等及び都道府県労働局から、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会等を通して、司法的解決との連携を図る目的で個別労働関係紛争に関する研修会等への講師依頼等があった場合、積極的な御協力を賜りたく、事前の周知をお願いします。

規制改革実施計画（抄）

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

2 履用分野

（1）規制改革の観点と重点事項

国民一人一人が自らの能力を発揮できる多様な働き方が選択可能となることに加え、働き手のニーズ、産業構造の変化や技術革新等の環境変化に即した円滑な労働移動を支えるシステムの整備を更に進めるため、①多様な働き方の実現、②円滑な労働移動を支えるシステムの整備それに係る事項について、重点的に取り組む。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
4	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p><u>現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。</u></p> <p>a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。</p> <p>b <u>労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。</u></p> <p>c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」（平成 27 年 3 月 25 日規制改革会議）に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。</p>	<p>a 及び b 平成 27 年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置</p> <p>c 平成 27 年中、可能な限り速やかに検討開始</p>	a 厚生労働省 b 及び c 厚生労働省及び法務省

職場での労働トラブルにお悩みの方

必見！

職場におけるいじめ・嫌がらせ、不当な解雇、
退職時のトラブル、労働条件の引下げ・・・

別紙1

労働者個人と事業主間のトラブル（個別労働関係紛争）を、
専門機関が解決に向けてサポートします。

サポート内容



すべて**無料**！

労働トラブル相談

しっかりとお話をうかがい、解決に向けてアドバイスします。

助言・指導

関係法令を説明したり、問題点を示したりすることで、両者の自主的な紛争解決を促します。

あっせん

※ここでは、労働委員会・都道府県労働局のあっせんの特徴を説明しています。

専門家が、紛争当事者の主張を聞き、必要に応じて「あっせん案（解決案）」を提示するなどして、両者の話し合いを促し、円満な解決のお手伝いをします。

（特徴）・紛争当事者の一方又は双方から申請が可能です。

・裁判と比べ、手続が簡易かつ迅速。代理人（弁護士等）の選任も不要です。
・あっせん手続は非公開。プライバシーは保護されます。

サポート機関（窓口）

※各サポート機関（窓口）は、上記「サポート内容」の全部又は一部を行っています。

- ・道府県の労働委員会
- ・都道府県の労働相談センター、労政事務所等

（注1）労働相談センター、労政事務所等で労働相談を実施し、あっせんは労働委員会で実施するなどサポート機関（窓口）や手順は各都道府県で決めています。詳しくは、各都道府県のホームページ等でご確認ください。

（注2）なお、東京都は東京都労働相談センター、兵庫県は兵庫労使相談センター、福岡県は労働者支援事務所が一括してサポートを行っています。

- ・都道府県労働局 【国（厚生労働省）の機関】

裏面に続く

労働委員会と都道府県労働局の特徴、代表的な問合せ先など、詳しくは裏面「利用者ガイド」をご覧ください。



厚生労働省

利用者ガイド

こんな方は

→ 労働委員会

- ・あっせんの際、自分と立場の近い人に話を聞いてもらいたい
- ・提案をしっかりと検討したい（会社に検討してもらいたい）。

※労働委員会のあっせんを利用する場合の特徴です。

・①法律の専門家等（公益代表）②労働者代表 ③使用者代表の3者1組で担当する「あっせん」が特徴です。

・各委員による当事者に寄り添った丁寧なサポートにより、職場環境改善につながる解決が得られる場合もあります。

・相手方の参加や納得感の高い解決が得られやすいです。

●上司のパワハラで退職！謝罪と賠償を求めた例

→ 会社がパワハラを認めないなか、あっせん員が入って粘り強く話し合った結果、職場環境への配慮が不十分であったとして、解決金支払いを合意した。

●身に覚えのない理由による解雇！その撤回を求めた例

→ 事情を聞くと、この解雇は権利の濫用に当たる可能性があった。

そこで、あっせん員が渋る会社に対し、丁寧に説明し、考え方を直すよう促した。後日、会社は解雇を撤回し、復職することで両者は合意した。

希望に合わせて選べます！

こんな方は

→ 都道府県労働局

- ・身近な場所で相談したい
- ・国から会社に紛争解決のため一言いってもらいたい
- ・早期に紛争を終わらせたい

※個別労働紛争以外の労働基準法等労働関係法令に関する相談等でも、専門職員による行政指導等の対応が可能です。

・労働基準監督署を始め、全国約380か所に設置された「総合労働相談コーナー」を御利用ください。

・迅速な解決が得られやすいことが特徴です。

・助言・指導やあっせんを求めたことを理由とした労働者への不利益取扱いは禁止されています。

● 上司から仕事を与えられない等のいじめ・嫌がらせ！事業主に言っても改善されないことが精神的に耐えられないと助言・指導を申し出た例
→ 都道府県労働局から会社側に対し、上司を注意する等の対応を行うよう助言。上司の接し方は改善された。

● 「やる気がない」と解雇通告！いきなり解雇されることは納得がいかず、補償金を求めてあっせんを申請した例
→ あっせんの結果、解雇予告手当と別に解決金支払いを合意した。

連絡先一覧（労働委員会、労働相談センター等）

北海道	0120-81-6105	★	石川県	076-225-1881	岡山県	086-226-7563	
青森県	017-734-9835		福井県	0776-20-0597	広島県	0120-570-207	
岩手県	0120-610-797		山梨県	0552-23-1826	山口県	083-933-3232	
宮城県	022-211-3787		長野県	026-235-7468	徳島県	088-621-3234	
秋田県	018-860-2334	★	岐阜県	058-272-8399	★	香川県	087-832-3721
山形県	023-630-2793		静岡県	0120-9-39610	★	愛媛県	089-912-2990
福島県	024-521-7594		愛知県	052-589-1405	★	高知県	088-821-4645
茨城県	029-233-1560	★	三重県	059-213-8290	★	福岡県	092-643-3587
栃木県	028-626-3052	★	滋賀県	077-511-1402	★	佐賀県	0952-25-7242
群馬県	027-226-2781		京都府	0120-786-604	★	長崎県	0120-783-258
埼玉県	048-830-4522	★	大阪府	06-6946-2600	★	熊本県	096-352-3613
千葉県	043-223-2744	★	兵庫県	0120-81-4164	★	大分県	097-506-5241
東京都	0570-00-6110	★	奈良県	0120-450-355	★	宮崎県	0985-26-7262
神奈川県	045-662-6110	★	和歌山县	073-441-3781		鹿児島県	099-286-3943
新潟県	025-280-5543		鳥取県	0120-77-6010		沖縄県	098-866-2551
富山県	076-444-2172		島根県	0852-22-5450			

注：代表的な問合せ先を記載。★印は都道府県の労働相談センター、労政事務所等（兵庫県は兵庫労使相談センター）の電話番号。

★印なしは、労働委員会の電話番号。

勤務先やお住まいの地域によっては、相談先が異なります。詳しくは、お問合せの上、適切な相談先にご連絡ください。

各労働局（総合労働相談コーナー）の連絡先一覧

北海道	011-707-2700	滋賀県	077-522-6648
青森県	017-734-4211	京都府	075-241-3221
岩手県	019-604-3002	大阪府	06-7660-0072
宮城県	022-299-8834	兵庫県	078-367-0850
秋田県	018-883-4254	奈良県	0742-32-0202
山形県	023-624-8226	和歌山县	073-488-1020
福島県	024-536-4600	鳥取県	0857-22-7000
茨城県	029-277-8297	島根県	0852-20-7009
栃木県	028-634-9112	岡山県	086-225-2017
群馬県	027-896-4677	広島県	082-221-9296
埼玉県	048-600-6262	山口県	083-995-0398
千葉県	043-221-2303	徳島県	088-652-9142
東京都	03-3512-1608	香川県	087-811-8916
神奈川県	045-211-7358	愛媛県	089-935-5208
新潟県	025-288-3501	高知県	088-885-6027
富山県	076-415-3078	福岡県	092-411-4764
石川県	076-265-4432	佐賀県	0952-32-7167
福井県	0776-22-3363	長崎県	095-801-0023
山梨県	055-225-2851	熊本県	096-352-3892
長野県	026-223-0551	大分県	097-536-0110
岐阜県	058-245-8124	宮崎県	0985-38-8821
静岡県	054-252-1212	鹿児島県	099-223-8239
愛知県	052-972-0266	沖縄県	098-868-6060
三重県	059-226-2110		

他の紛争解決機関等について

《他の行政手続》

(1) ○○県労働局

- ○○県労働局においても、個別労働紛争に関する相談を受け付けています。事案に応じ、あっせんも行っています。まずは、総合労働相談センターにお問い合わせください。

名称	住所	連絡先
○○労働相談コーナー	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

《司法手続等》

(2) 相談窓口

- 個別労働紛争について、主な司法手続としては、

①民事調停、②少額訴訟、③労働審判、④民事訴訟 の4つが考えられます。それぞれの手続の主な特徴は、次ページにまとめていますが、これらの手続等については、法テラスや弁護士会で相談窓口を設けています。

■法テラス（日本司法支援センター）

法テラスでは、経済的に余裕のない方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行っています（詳しい利用条件等は以下の窓口にお問い合わせください。）。

名称	住所	連絡先
法テラス○○	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○
法テラス○○	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

※ 法テラスでは、無料法律相談以外に、法的問題の解決に役立つ一般的な法制度や適切な相談窓口に関する情報を電話・面談・メールにて無料で案内するサービスも行っています。利用される場合には、上の各窓口または法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）にお問い合わせください（匿名でのご利用も可）。

■弁護士会

名称	住所	連絡先
弁護士会○○センター	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○
○○法律相談センター	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

(3) 各裁判所

①民事調停、②少額訴訟、④民事訴訟（140万円以下の場合）

名称	住所	連絡先
○○簡易裁判所	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

③労働審判、④民事訴訟（140万円を超える場合）

名称	住所	連絡先
○○地方裁判所	○○市○○丁目○○番地	○○○-○○○-○○○

【注】上記裁判所では、各手続の案内のみ行っており、相談は受け付けておりません。司法手続に関する相談は、（2）法テラスなどの相談窓口にお問い合わせください。

【裁判所での主な手続一覧】

	概要	事案の種類	申立て	審面準備	進行役	審理期間	公開・非公開
①民事調停	民事調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続。	簡易な事案から複雑な事案まで	法律の専門家でなくとも申立てが容易	申立書や証拠書類の提出が必要(ただし、必ずしも詳細な主張書面等は不要)	裁判官1人、一般市民から選ばれた調停委員2人以上	比較的短い	非公開
②少額訴訟	民事訴訟のうち、60万円以下の金銭の支払を求める訴えについて、原則として1回の審理で紛争解決を図る手続。	複雑な事案は馴染まない	法律の専門家でなくとも申立てが比較的容易	訴え提起時に訴状、証拠書類の提出が必要 (証拠書類はその日のうちに調べられるものに限る)	裁判官(なお、司法委員が関与する場合もあり)	短い 原則1回で審理終了、直ちに判決	公開
③労働審判	労働審判は、解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルをそのトラブルの実情に即し、迅速、適正かつ実効的な解決を図る手続。	複雑な事案は馴染まない	弁護士への依頼が望ましい	詳細な申立書や証拠書類の提出が必要	労働審判官(裁判官)1人、専門的な知識を有する労働審判員2人	比較的短い 原則3回以内の期日で審理	非公開
④民事訴訟	原告と被告が、法廷(裁判官の面前)で、お互いに主張と証拠を出し合つて事実上・法律上の問題を争う厳格な手続による紛争解決の最終手段。	厳格な手続の下、司法の判断を求める事案に馴染む	弁護士等への依頼が望ましい	的確な訴状や証拠書類の提出が必要	裁判官(なお、簡易裁判所においては司法委員が関与する場合もあり)	比較的長い	公開